

山口県耐震改修促進計画

平成 19 年 3 月
(令和 8 年 3 月改訂)
山口県

目 次

第1章 計画の基本的事項

| | |
|-----------------------|---|
| 第1節 計画の背景と目的 | 1 |
| 1. 計画の背景 | |
| 2. 計画の目的 | |
| 第2節 計画の位置づけ等 | 1 |
| 1. 計画の位置づけ | |
| 2. 計画の実施期間 | |
| 3. 耐震化の目標を設定する建築物 | |
| 第3節 想定される地震の規模、被害の状況等 | 3 |
| 1. 想定地震 | |
| 2. 発生季節と発生時刻 | |
| 3. 被害想定結果 | |
| 第4節 用語の定義等 | 6 |
| 1. 用語の定義 | |
| 2. 法における規制対象建築物 | |

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

| | |
|--------------------|----|
| 第1節 耐震化の状況 | 8 |
| 1. 住宅 | |
| 2. 耐震診断義務付け対象建築物 | |
| 3. 緊急輸送道路沿道建築物 | |
| 第2節 耐震改修等の目標の設定 | 10 |
| 1. 住宅 | |
| 2. 耐震診断義務付け対象建築物 | |
| 3. 緊急輸送道路沿道建築物 | |
| 第3節 公共的な建築物の耐震化の目標 | 11 |

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針 | 13 |
| 1. 役割分担 | |
| 2. 事業の実施方針 | |
| 3. 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針 | |
| 第2節 法に基づく耐震診断及び耐震改修の促進の概要 | 16 |
| 1. 耐震診断義務付け対象建築物の指導等の実施 | |
| 2. 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表 | |
| 3. 特定既存耐震不適格建築物の指導等の実施 | |
| 4. 特定既存耐震不適格建築物の公表 | |
| 第3節 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要 | 17 |
| 1. 県が実施する支援策 | |
| 2. 市町が実施する支援策 | |

| | | |
|-----|---------------------------------|----|
| 第4節 | 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備 | 18 |
| 1. | 消費者への情報提供 | |
| 2. | 相談窓口の設置 | |
| 3. | 技術者育成 | |
| 第5節 | 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要 | 19 |
| 1. | 窓ガラスの落下防止対策 | |
| 2. | 大規模建築物における天井崩落対策 | |
| 3. | 地震時におけるエレベーターの閉じ込め等防止対策 | |
| 4. | ブロック塀等の倒壊対策 | |
| 5. | 屋根瓦の脱落防止対策 | |
| 第6節 | 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項 | 21 |
| 第7節 | 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項 | 22 |
| 第8節 | 建築物の地震に対する安全性に係る認定に関する事項 | 22 |
| 第9節 | 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定に関する事項 | 22 |

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第1節 | 地震防災マップの作成・公表 | 23 |
| 第2節 | 相談体制の整備及び情報提供の充実 | 23 |
| 第3節 | パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催 | 24 |
| 1. | 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用 | |
| 2. | 多数の者が利用する建築物等に対する普及・啓発 | |
| 第4節 | リフォームに併せた耐震改修の誘導 | 25 |
| 第5節 | 自治会等との連携 | 25 |

第5章 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項

…………… 26

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 第1節 | 市町計画に関する事項 | 26 |
| 1. | 市町計画の基本的な考え方 | |
| 2. | 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 | |
| 3. | 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 | |
| 4. | 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及 | |
| 5. | 建築基準法による勧告又は命令等の実施（所管行政庁のみ） | |
| 6. | その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項 | |
| 第2節 | 関係団体等による協議会の設置、協議会による事業の概要 | 28 |
| 第3節 | その他 | 29 |
| 1. | 地震保険等の加入促進 | |
| 2. | 被災建築物応急危険度判定等の実施 | |
| 3. | その他 | |

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の背景と目的

1. 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災において、現行の建築基準法の構造基準を満足していない昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された建築物に倒壊などの被害が多く発生し、多数の死傷者が生じたことを契機として、これらの建築物を、現行基準と同等の耐震性能とすることを目的として、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定された。

しかし近年、新潟県中越地震（平成16年10月）、福岡県西方沖地震（平成17年3月）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）、熊本地震（平成28年4月）、北海道胆振東部地震（平成30年9月）など大地震が頻発しており、特に東日本大震災（平成23年3月）は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。この震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。また、大阪府北部を震源とする地震（平成30年6月）においては塀に被害が発生した。さらに、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

このため、国では地震による死者数を半減させること等を目的に、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年5月に法を改正し、その後、平成30年11月に法施行令、また、令和7年7月に基本方針（令和7年7月17日付け国土交通省告示第535号）の改正を行っている。

2. 計画の目的

「山口県耐震改修促進計画」は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するため、旧耐震基準で建築された建築物の耐震診断や現行耐震基準を満足していない建築物の耐震改修を総合的かつ計画的に進め、本県における建築物の耐震化を促進することを目的とする。

第2節 計画の位置づけ等

1. 計画の位置づけ

本計画は、国が策定した基本方針に基づき、県内の既存建築物の耐震診断及び耐震

改修に関する施策の方向性を示す計画であり、「山口県地域防災計画震災対策編（令和6年度）」（以下「山口県地域防災計画」という。）の関連計画となるものである。

なお、本計画は、「山口県公共施設等マネジメント基本方針（令和4年3月一部改訂）」、「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和5年3月改定）」、「山口県国土強靱化地域計画（令和7年3月改正）」、「山口県住宅マスタープラン（令和4年3月改定）」とも関連するものである。

また、山口県下の市町の耐震改修促進計画は、本計画に基づき、定めることとされている。

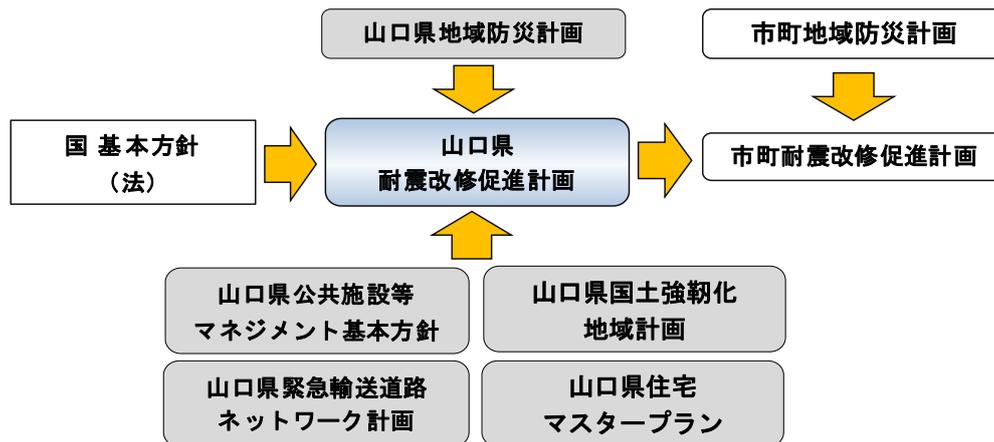


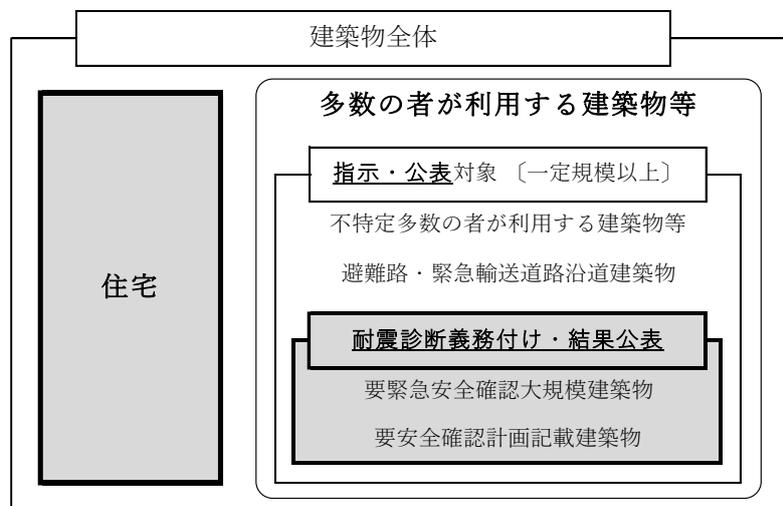
図-1 計画の位置づけのイメージ

2. 計画の実施期間

本計画の実施期間は、令和12（2030）年度までとする。
 なお、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 耐震化の目標を設定する建築物

耐震化の目標を設定する建築物は、「住宅」及び「多数の者が利用する建築物等のうち耐震診断義務付け対象建築物」とする。



※ …… 本計画において耐震化の目標を設定する建築物

図-2 対象建築物のイメージ

第3節 想定される地震の規模、被害の状況等

山口県地域防災計画では、主要な断層による地震とその他の断層による地震の被害想定がされている。（以下、山口県地域防災計画 震災対策編（令和7年度）から抜粋）

1. 想定地震

(1) 主要な断層による地震

本県に被害をもたらす最も切迫性の高い地震として、今後30年以内に70%～80%の確率で発生するとされている「南海トラフ地震」、同じく40%程度の確率で発生するとされている「安芸灘～伊予灘の地震」のほか、活動間隔が数千年から数万年と非常に長いとされているものの、今後、いつどこで起きるかわからないことから、県内で確認されている主な活断層のうち、大竹断層（岩国－五日市断層帯^{※1}（岩国断層区間）を構成する断層の1つ）、菊川断層帯^{※2}、大原湖断層と本県に大きな被害を及ぼす可能性のある中央構造線断層帯について被害想定を行った。

- ① 南海トラフ巨大地震（海溝型）
- ② 安芸灘～伊予灘の地震（スラブ内）
- ③ 県内活断層による地震
 - 1) 大竹断層（小方－小瀬断層）^{※1}
 - 2) 菊川断層^{※2}
 - 3) 大原湖断層系（山口盆地北西縁断層）
 - 4) 大原湖断層系（宇部東部断層＋下郷断層）
 - 5) 中央構造線断層帯（石鎚山脈北縁西部～伊予灘）

※1：「岩国－五日市断層帯」は、「大竹断層（小方－小瀬断層）」、「岩国断層」及び「廿木峠断層」から構成される。山口県地域防災計画においては、「大竹断層（小方－小瀬断層）」のみを主要な断層による地震として設定している。

※2：「菊川断層帯」は、「菊川断層」と「神田岬沖断層」で構成される。山口県地域防災計画においては、「菊川断層」のみを主要な断層による地震として設定している。

(2) 日本海で想定される地震

本県の日本海側において、住民等の生命を守ることを最優先として、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を発生させる地震を想定し、被害想定を行った。

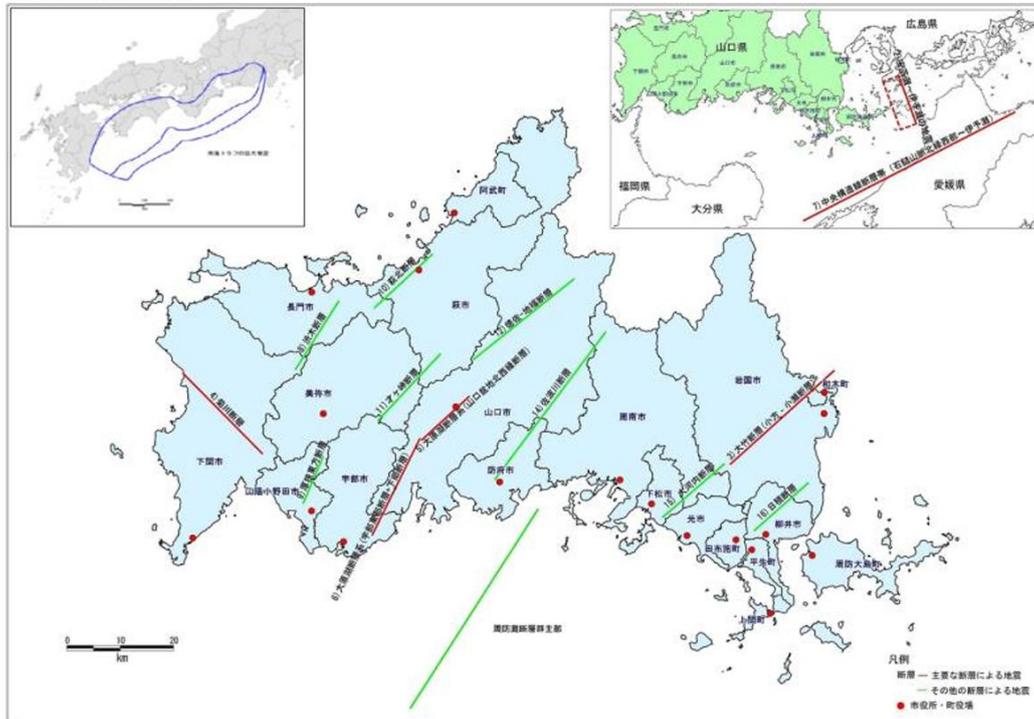
- ① 見島付近西部断層
- ② 見島北方沖西部断層
- ③ F60断層（西山断層及び北方延長部の断層）

(3) その他の断層による地震

- ① 渋木断層
- ② 厚狭東方断層
- ③ 萩北断層
- ④ オヶ峠断層

- ⑤ 徳佐—地福断層
- ⑥ 周防灘断層帯
- ⑦ 佐波川断層
- ⑧ 大河内断層
- ⑨ 日積断層

<想定地震位置図>



2. 発災季節と発災時刻

(1) 南海トラフ巨大地震及び日本海で想定する地震

地震の発生する季節と時刻は、内閣府「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設定する想定とする。火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15m/s の 2 ケースについて被害想定を行った。

| ケース | 発災季節・時刻 [風速] | 特 徴 | 対象人口 |
|-----|--------------------------------|--|-------------------------------|
| ① | 冬の深夜 風速 3m/s 風速15m/s | <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの方が自宅で就寝中。 ・建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。 ・また、津波からの避難が遅れることにもなる。 | 夜間人口 |
| ② | 夏の昼 12時 風速 3m/s 風速15m/s | <ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・海水浴をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は①と比較して少ない。 | 昼間人口 |
| ③ | 冬の夕方 18時 風速 3m/s 風速15m/s | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。 | (0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口) |

(2) その他の地震

地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は県民の生活行動を顕著に反映する。そこで、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる次の3ケースを想定した。

風速については、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速 3m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速 15m/s の2ケースについて被害想定を行った。

| ケース | 発災季節・時刻 [風速] | 特 徴 | 対象人口 |
|-----|--------------------------------|--|-------------------------------|
| ① | 冬の早朝 5時 風速 3m/s 風速15m/s | <ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。 建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。 | 夜間人口 |
| ② | 冬の昼 12時 風速 3m/s 風速15m/s | <ul style="list-style-type: none"> 家事や暖房で最も火気の頻度が高く、火災発生率が高くなる季節・時間帯であり、火災による人的被害、物的被害が最大となるケース。 外出者が多く、市街地に買い物客や観光客が集まっている時間帯。帰宅困難者が最大となるケース。 | 昼間人口 |
| ③ | 冬の夕方 18時 風速 3m/s 風速15m/s | <ul style="list-style-type: none"> 屋外人口も多く、ブロック塀等の倒壊による人的被害が最大となるケース。 | (0.6×昼間人口) + (0.4×夜間人口) |

3. 被害想定結果

各想定地震による被害の概要は以下のとおりである。

表－1 被害想定結果

| 被害量 | 地震動 | | 建物被害 | | | 人的被害 | | | | |
|------------------------|-------|------|--------------------------------|------------------|-------------|---------|---|------------------|-------------------|-----------|
| | 想定地震 | 地震規模 | 最大震度 | 震度6弱以上のエリア位置 | 全壊の主な原因(割合) | 全壊棟数 | 半壊棟数 | 死者数が最大となる発災季節・時間 | 左記ケースの死者の主な原因(割合) | 左記ケースの死者数 |
| 南海トラフ巨大地震 | M9.0 | 6強 | 岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町 | 津波(59%)、液状化(30%) | 5,926棟 | 43,021棟 | (死者数) 夏の昼12時かつ風速15m/s(負傷者数) 冬の深夜かつ風速15m/s | 津波(95%) | 614人 | 1,477人 |
| 安芸灘～伊予灘の地震 | M7.25 | 6弱 | 周防大島町、岩国市、柳井市 | 液状化(64%) | 902棟 | 4,540棟 | 冬の早朝5時 | 土砂災害(71%) | 31人 | 339人 |
| 大竹断層(小方～小瀬断層) | M7.2 | 7 | 和木町、光市、岩国市など9市町 | 揺れ(83%) | 21,454棟 | 41,568棟 | 冬の早朝5時 | 建物倒壊(76%) | 1,507人 | 4,789人 |
| 菊川断層 | M7.0 | 7 | 下関市、山陽小野田市、美祿市など5市 | 揺れ(57%) | 4,620棟 | 16,705棟 | 冬の早朝5時 | 建物倒壊(72%) | 245人 | 2,076人 |
| 大原湖断層系(山口盆地北西縁断層) | M6.6 | 6強 | 山口市、宇部市、美祿市、萩市 | 揺れ(86%) | 6,545棟 | 18,091棟 | 冬の昼12時 | 建物倒壊(65%) | 506人 | 2,543人 |
| 大原湖断層系(宇部東部断層+下郷断層) | M7.0 | 7 | 宇部市、山口市、美祿市など6市 | 揺れ(85%) | 15,303棟 | 42,305棟 | 冬の早朝5時 | 建物倒壊(84%) | 1,000人 | 6,557人 |
| 中央構造線断層帯(石鎚山脈北縁西部～伊予灘) | M8.0 | 6強 | 上関町、周防大島町、平生町など10市町 | 液状化(52%) | 2,470棟 | 12,116棟 | 冬の早朝5時 | 土砂災害(54%) | 97人 | 922人 |

※各想定地震の被害の概要(山口県地域防災計画震災対策編(令和7年度)第4章第2節)を取りまとめたもの

第4節 用語の定義等

1. 用語の定義

本計画における用語の定義は下表のとおりとし、特に定めのない場合は、法、同法関係政省令及び関連告示の用語の例による。

| 用語 | 定義 |
|-----------------------------|--|
| 法 | 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号） |
| 基本方針 | 国土交通大臣が定める「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（法第4条、国土交通省告示第184号） |
| 計画 | 山口県耐震改修促進計画（法第5条） |
| 市町計画 | 県下の市町が定める耐震改修促進計画（法第6条） |
| 耐震診断 | 地震に対する安全性を評価すること（法第2条） |
| 耐震改修 | 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすること（法第2条） |
| 所管行政庁 | 建築物の耐震診断・改修等の指導、助言及び指示等を行う行政庁のこと（法第2条） 本県の場合、全ての建築物を所管する行政庁は、山口県、下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、岩国市及び周南市。木造住宅等の小規模な建築物を指示対象とする行政庁は、長門市及び山陽小野田市が該当 |
| 現行耐震基準 （新耐震基準） | 昭和56年6月1日の建築基準法改正以降に工事着手した建築物に適用される耐震基準 |
| 旧耐震基準 | 昭和56年5月31日以前に工事着手した建築物に適用されていた耐震基準 |
| 既存耐震不適格建築物 | 地震に対する安全性に係る建築基準法等の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの（法第5条） |
| 多数の者が利用する建築物等（特定既存耐震不適格建築物） | ① 多数の者が利用する一定規模以上の建築物、② 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場、③ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（法第14条各号） |
| 要安全確認計画記載建築物 | 防災拠点となる建築物又は緊急輸送道路等の避難路沿道建築物であって、耐震診断及びその結果の報告を義務付けることを県又は市町の計画に記載した建築物（法第7条各号） |
| 要緊急安全確認大規模建築物 | ① 病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物、② 学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物、③ 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場又は処理場のうち大規模な建築物（法附則第3条第1項各号） |
| 耐震診断義務付け対象建築物 | 要安全確認計画記載建築物及び要緊急安全確認大規模建築物で、耐震診断の実施とその結果を所管行政庁への報告が義務付けられた建築物 |
| 通行障害既存耐震不適格建築物 | 地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行・避難を妨げるおそれがある既存耐震不適格建築物 （県：法第5条第3項第2号及び第3号／本計画において第3号のみ指定） （市町：法第6条第3項第1号及び第2号） |
| 緊急輸送道路 | 地震による建築物の倒壊・閉塞によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないように通行を確保すべき道路（法第5条第3項第3号） |
| 定期調査報告 | 安全上、防火上又は衛生上特に重要である建築物の所有者や管理者が、建築物の状況を定期的に調査し、特定行政庁に行う報告 （建築基準法第12条第1項） |
| ブロック塀等 | 組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）のこと （社会資本整備総合交付金交付要綱） |

2. 法における規制対象建築物

| 規制対象一覧 | | | |
|---|--|----------------------------------|---|
| 用途 | 特定既存耐震不適格建築物 (所管行政庁の指導・助言対象) | 特定既存耐震不適格建築物 (所管行政庁の指示対象) | 耐震診断義務付け対象建築物 (所管行政庁への耐震診断結果 の報告対象) |
| 学校 | 小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程若しくは特別支援学校 | 階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。 | 階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。 |
| | 上記以外の学校 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 | |
| 体育館(一般公共の用に供されるもの) | 階数1以上かつ1,000㎡以上 | 階数1以上かつ2,000㎡以上 | 階数1以上かつ5,000㎡以上 |
| ボーリング場、スケート場、水泳場その他 これらに類する運動施設 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 | 階数3以上かつ2,000㎡以上 | 階数3以上かつ5,000㎡以上 |
| 病院、診療所 | | | |
| 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | | | |
| 集会場、公会堂 | | | |
| 展示場 | | | |
| 卸売市場 | | | |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業を 営む店舗 | | 階数3以上かつ2,000㎡以上 | 階数3以上かつ5,000㎡以上 |
| ホテル、旅館 | | | |
| 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下 宿 | | | |
| 事務所 | | | |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉 ホームその他これらに類するもの | 階数2以上かつ1,000㎡以上 | 階数2以上かつ2,000㎡以上 | 階数2以上かつ5,000㎡以上 |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体 障害者福祉センターその他これらに類す るもの | | | |
| 幼稚園、保育所 | 階数2以上かつ500㎡以上 | 階数2以上かつ750㎡以上 | 階数2以上かつ1,500㎡以上 |
| 博物館、美術館、図書館 | 階数3以上かつ1,000㎡以上 | 階数3以上かつ2,000㎡以上 | 階数3以上かつ5,000㎡以上 |
| 遊技場 | | | |
| 公衆浴場 | | | |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラ ブ、ダンスホールその他これらに類するも の | | | |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これ らに類するサービス業を営む店舗 | | | |
| 工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途 に供する建築物を除く。) | | | |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の 発着場を構成する建築物で旅客の乗降又 は待合の用に供するもの | | 階数3以上かつ2,000㎡以上 | 階数3以上かつ5,000㎡以上 |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車 の停留又は駐車のための施設 | | | |
| 保健所、税務署その他これらに類する公 益上必要な建築物 | | | |
| 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供 する建築物 | 政令で定める数量以上の危険物を 貯蔵又は処理するすべての建築 物 | 500㎡以上 | 階数1以上かつ5,000㎡以上(敷地 境界線から一定距離以下に存する 建築物に限る) |
| 避難路沿道建築物 | 耐震改修促進計画で指定する避 難路の沿道建築物であって、前面 道路幅員の1/2超の高さの建築物 (道路幅員が12m以下の場合は6 m超) | 左に同じ | 耐震改修促進計画で指定する重 要な避難路の沿道建築物であっ て、前面道路幅員の1/2超の高さ の建築物(道路幅員が12m以下 の場合は6m超) |
| 防災拠点である建築物 | | | 耐震改修促進計画で指定する大 規模な地震が発生した場合におい てその利用を確保することが公益 上必要な、病院、官公署、災害応 急対策に必要な施設等の建築物 |

要緊急安全確認大規模建築物

多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物等

要安全確認計画記載建築物

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

第1節 耐震化の状況

1. 住宅

令和5年住宅・土地統計調査によると、山口県内の住宅総数は726,400戸あり、うち居住世帯がある住宅数は583,000戸である。

このうち、耐震化の対象となる旧耐震基準で建設された住宅は、164,146戸(28.1%)で全国平均(約21%)に比べて割合が高く、特に耐震化の対象となる住宅のうち、木造戸建て住宅は124,256戸(75.7%)でその大半を占める。

居住世帯がある住宅数に占める耐震性のある住宅の割合を示す耐震化率を推計すると86.1%(501,935戸)で、全国値の約90%を下回る水準となっている。

表-2 居住世帯がある住宅の推計 【令和5年^{注1)}】

| | 戸数 | 耐震性有(戸) | 耐震化率(%) |
|----------------------|---------|---------|---------|
| 木造戸建て | 320,700 | 247,969 | 77.3 |
| 共同住宅等 ^{注2)} | 262,300 | 253,966 | 96.8 |
| 合計 | 583,000 | 501,935 | 86.1 |

注1) 住宅は、令和5年住宅・土地統計調査による。以下同じ。

注2) 共同住宅等

木造及び防火木造戸建て住宅以外の戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅

2. 耐震診断義務付け対象建築物

多数の者が利用する建築物等のうち、大規模な病院やホテルなどの不特定多数の者が利用する施設や小学校や老人ホーム、社会福祉施設などの避難弱者が利用する施設については、法の規定に基づき、耐震診断義務付け対象建築物として、耐震診断の実施及び診断結果の公表が義務付けられており、特に耐震化の重要性の高い建築物として重点的に目標を定めることが適当とされている。

このうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和7年3月末時点において耐震診断の実施及び公表した建築物112棟のうち、耐震性のある建築物棟数及び耐震性が不十分な建築物の解消棟数が94棟となっている。耐震性不足解消率^{*1)}は、83.9%で、全国平均(92.9%)を下回る水準となっている。

なお、要安全確認計画記載建築物(第3章第6節参照)については、令和7年3月末時点において指定している全ての建築物が耐震性能を有している。

表一 3 耐震診断義務付け対象建築物における耐震性不足解消率の状況【令和6年度】

| 令和6年度 | 公表された建築物棟数 | 耐震性のある建築物棟数及び耐震性が不十分な建築物の解消棟数 | 耐震性不足解消率 |
|---------------|------------|-------------------------------|----------|
| 要緊急安全確認大規模建築物 | 112 | 94 | 83.9% |
| 要安全確認計画記載建築物 | 11 | 11 | 100% |

※1：耐震性不足解消率の算定

耐震診断義務付け対象建築物の耐震性不足解消率

＝公表された耐震診断義務付け対象建築物棟数に占める、

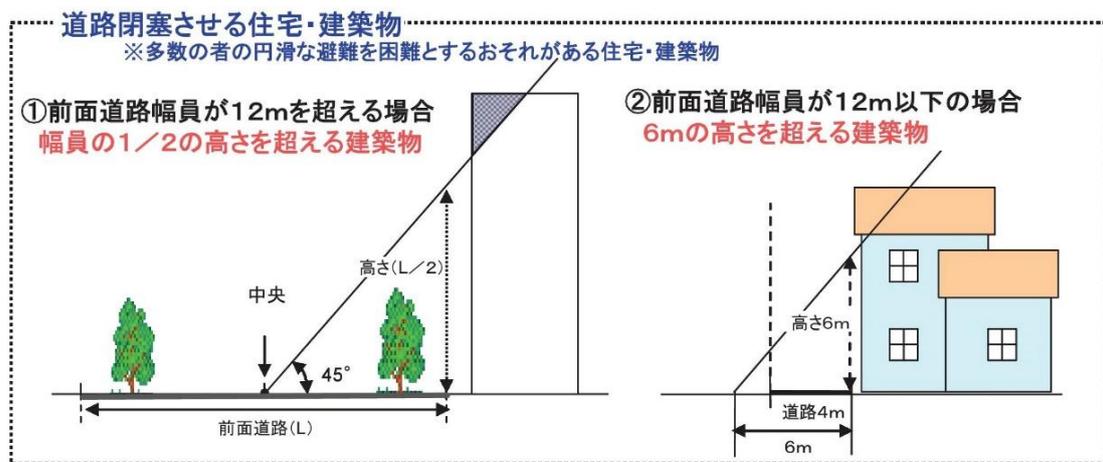
耐震性のある建築物棟数及び耐震性が不十分な建築物の解消棟数※2の割合

※2：耐震性が不十分な建築物の解消に有効な取組である除却や建替えも反映

3. 緊急輸送道路沿道建築物

緊急輸送道路の沿道にあり、地震被災時に当該道路を閉塞するおそれのある建築物のうち、旧耐震基準で建築されたものは、約 180 棟（令和4年度）ある。

これらの建築物には、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課されているものの、相当の費用を要することなどから、耐震診断が進んでおらず、耐震性が確認されていないものが多く存在している。



図一 3 対象となる建築物のイメージ

本計画における緊急輸送道路とは、地震による建築物の倒壊・閉塞によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないように通行を確保すべき道路をいう。県では、法第5条第3項第3号に基づき、「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和5年3月改定）」の第一次緊急輸送道路を指定する。

なお、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化が進んでいない現状を解消するため、本県においては耐震診断及び耐震改修に関する支援制度を設け、耐震化の促進に努めている。

第2節 耐震改修等の目標の設定

国の基本方針において、住宅については令和17年までに、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期にそれぞれ耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としている。

本県の現状及び国の基本方針を踏まえ、耐震化の目標を以下のとおり設定することとする。

1. 住宅

住宅の耐震化率については、現状を踏まえ、令和12年度までに、94%とすることを目標とする。

表-4 住宅における耐震化の目標

| | | | |
|----|---------|-----------------------|--------------------|
| | | 令和5年度 (耐震化率) | 令和12年度目標 (耐震化率) |
| 住宅 | 総数 | 583,000 戸 | 94 % |
| | うち耐震性 有 | 501,935 (86.1%) | |
| | うち耐震性 無 | 81,065 戸 (13.9%) | |

※令和17年度 おおむね解消

2. 耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和12年度までにおおむね解消することを目標とする。

要安全確認計画記載建築物については、指定している全ての建築物が耐震性能を有しているため、耐震化の目標は設定しない。

表-5 要緊急安全確認大規模建築物における耐震化の目標

| | | |
|---------------------------------------|-------|--------|
| 令和6年度 | | 令和12年度 |
| 要緊急安全確認大規模建築物の 耐震性不足解消率 | 83.9% | おおむね解消 |
| 公表された建築物棟数 | 112棟 | |
| うち 耐震性のある建築物棟数 及び 耐震性が不十分な建築物の解消棟数 | 94棟 | |

第3節 公共的な建築物の耐震化の目標

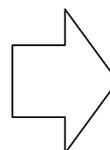
庁舎、学校、病院、公営住宅等は、地震などの災害が発生した場合には、防災拠点、避難場所、仮住居等として防災上重要な施設である。なお、防災上重要な施設には、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、大規模な地震が発生した場合において、公共的にその利用が可能な建築物も想定される。

また、幼稚園、保育所、老人ホーム、福祉ホーム、障害者施設などは災害時に利用者自らが、避難することが容易ではない用途の建築物である。

このため、これらの公共的な用途の建築物で多数の者が利用する建築物等に該当する建築物の耐震化は、他の多数の者が利用する建築物等に比べ、早急に耐震化を促進していく必要があることから、これらの公共的な建築物のうち、「山口県国土強靱化地域計画」で位置づけられている建築物については、各用途施設別に定められた耐震化率を目標とする。

表－6 各用途施設別目標

| 建築物名 | | 耐震化率 | 目標値 |
|--------------------------|-------|--------|-------------------|
| 防災拠点となる公共施設等の耐震化率(県全体R4) | | 91.8 % | 100 % (R11) |
| 市町立学校の耐震化率(R5) | 小・中学校 | 98.7 % | 100 % (R9) |
| | 幼稚園 | 97.6 % | |
| 保育所の耐震化率(R1) | | 75.2 % | 向上させる (R11年) |
| 私立学校の耐震化率(R4) | | 93.3 % | おおむね解消 (R9) |
| 社会福祉施設の耐震化率(R1) | | 90.0 % | 向上させる (R11) |



第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

第1節 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

県、市町、建築物の所有者等、建築関係技術者、住宅・建築関係団体、自主防災組織・自治会等（以下「自治会等」という。）は、以下に示す役割のもと、連携を図りながら、耐震診断及び耐震改修を進める。

1. 役割分担

(1) 県の役割

県は広域的な観点から、自ら又は関係市町及び関係団体と連携しながら以下の施策を行う。

① 耐震診断及び耐震改修を促進するための計画の策定

- ・本計画の策定、見直し

② 耐震診断及び耐震改修等の実施

- ・県有建築物について計画的かつ加速化した耐震改修等の実施
- ・民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進
- ・要安全確認計画記載建築物の指定及び耐震診断結果の報告期限の指定
〔指定状況は、第3章第6節を参照〕
- ・通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路の指定
〔法第5条第3項第2号：指定なし〕
〔法第5条第3項第3号：第3章第7節を参照〕
- ・耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表
〔県を含む所管行政庁ごとにホームページで公表中〕
- ・特定既存耐震不適格建築物に対する指導・助言・指示・公表
- ・法第17条第3項の規定に基づく計画の認定
- ・法第22条第2項の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ・法第25条第2項の規定に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定
- ・省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修、段階的な耐震改修の実施等に関する助成制度の検討

③ 建替えの促進、耐震診断・耐震改修の普及による所有者等の意識向上

- ・耐震診断及び耐震改修に関するパンフレットの作成、配布
- ・耐震診断及び耐震改修に関する講習会等の実施
- ・定期調査報告の機会を捉えた意向調査の実施など建築物の所有者等に対する個別の働き掛け
- ・高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の活用促進に向けた普及啓発
- ・昭和56年の耐震基準導入以降で平成12年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施促進に向けた普及啓発

④ 技術者養成・把握

- ・耐震診断等に係る技術者の養成・把握
- ・木造住宅の低コストな耐震改修を実施できる技術者の養成
- ・耐震診断等に対する専門家の養成・把握

⑤ 所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等

- ・耐震改修等相談会、耐震講習会等の実施
- ・木造住宅の低コストな耐震改修工法の普及
- ・広域的な地震防災マップによる注意喚起
- ・所有者等に対する各種メディアを活用した普及啓発、情報提供
- ・耐震相談窓口の設置・運営

〔開設状況は、第4章第2節を参照〕

⑥ 市町、住宅・建築関係団体等との連携

- ・協議会の設置、市町間調整等
- ・耐震診断及び耐震改修に関する技術者の養成
- ・情報提供、技術的支援等
- ・緊急輸送道路に係る施策の一体的な推進

(2) 市町の役割

市町は住民の最も身近な立場から、地域の実情に応じた建築物の耐震化の促進のための施策を行うことが重要である。また、住民、自治会等が行う耐震診断及び耐震改修を支援し、連携して以下のことを実施する。

なお、市町計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行う。

① 耐震診断及び耐震改修を促進するための計画の策定

- ・市町計画の見直し
- ・住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定、毎年度支援目標を設定し、実施・達成状況を把握・検証

② 耐震改修等の実施、促進

- ・市町有建築物について耐震診断及び耐震改修の具体的な計画を策定し、計画的な耐震化の促進
- ・民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進
- ・特に耐震改修の必要な建築物の設定及び耐震改修等の誘導
- ・耐震診断等に対する専門家の派遣や、各種補助事業の実施の他、税制補助のための証明等
- ・要安全確認計画記載建築物の指定及び耐震診断結果の報告期限の指定
- ・通行障害既存耐震不適合建築物の敷地に接する道路の指定
- ・省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修、段階的な耐震改修の実施等に関する助成制度の検討

※以下、所管行政庁のみ

- ・耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表

- ・ 特定既存耐震不適格建築物に対する指導・助言・指示・公表
- ・ 法第 17 条第 3 項の規定に基づく計画の認定
- ・ 法第 22 条第 2 項の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定
- ・ 法第 25 条第 2 項の規定に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

③ 所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等

- ・ 耐震診断及び耐震改修等相談窓口の設置・運営
- ・ 所有者等に対する耐震性向上に関する情報提供等
- ・ 定期調査報告の機会を捉えた意向調査の実施など建築物の所有者等に対する個別の働き掛け
- ・ 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の活用促進に向けた普及啓発
- ・ 昭和 56 年の耐震基準導入以降で平成 12 年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施促進に向けた普及啓発
- ・ 自治会組織との連携による建築物の耐震性向上、家具の転倒対策、ブロック塀等の転倒対策等の実施
- ・ 地震ハザードマップの策定による注意喚起
- ・ 固定資産税納税通知書等の送付に合わせ、耐震化を促すダイレクトメールを送付

④ 県、住宅・建築関係団体等との連携

- ・ 県、住宅・建築関係団体等との連携体制の構築
- ・ 緊急輸送道路に係る施策の一体的な推進

(3) 建築物の所有者等

建築物の耐震化は、所有者等自らの問題として取り組むことが不可欠であり、所有者等は以下のことを実施する。

- ・ 自らが所有、管理する建築物の耐震性を確認するための耐震診断の実施
- ・ 耐震診断の結果を踏まえた建替え、耐震改修の実施

(4) 建築関係技術者

県、市町が実施する耐震改修等を促進するための施策への協力や、専門的知識を有する建築関係技術者として所有者等への適切なアドバイス等、以下のことを実施する。

① 所有者等に対する普及啓発、情報提供

- ・ 耐震性向上に関する適切な助言

② 耐震改修等の実施

- ・ 業務の適切な実施
- ・ 木造住宅の低コストな耐震改修工法を活用した耐震改修の実施

③ 技術の向上、研さん

- ・ 耐震診断及び耐震改修等の講習会等の受講、受講者名簿への登録

- ・技術の向上、研さん

(5) 住宅・建築関係団体

県、市町が実施する建築物の耐震化を促進するための施策への協力や、中立的な立場から建築物の所有者等への適切なアドバイスや、所有者、技術者及び行政等と連携し、以下のことを実施する。

① 所有者等に対する普及啓発、情報提供

- ・耐震改修等相談窓口の設置、運営
- ・耐震講習会等の実施
- ・昭和 56 年の耐震基準導入以降で平成 12 年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施促進に向けた普及啓発

② 技術者の養成

- ・耐震診断及び耐震改修等に関する技術者研修の実施等

③ 耐震診断業務の促進

- ・耐震診断を行う者に対する情報提供
- ・耐震診断アドバイザー派遣等

④ 県、市町との連携

- ・耐震診断及び耐震改修の促進のための県、市町への協力

(6) 自治会等

建築物の耐震化の促進については、地域自らの問題として自治会等は、以下のことを実施する。

普及啓発、情報提供

- ・建築物の耐震性向上のための自治活動等、家具の転倒対策、ブロック塀等の転倒対策等の実施

2. 事業の実施方針

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として取り組むことが不可欠である。県は、こうした所有者等の取組を支援するという観点から、市町と連携して所有者等が耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度や受領委任払い制度の活用などにより、住宅・建築物の耐震化を進めるものとする。

3. 地震時の建築物の総合的な安全対策の方針

平成 17 年の福岡県西方沖地震などでみられるように、地震の発生により窓ガラスや天井といった建築物の 2 次部材の落下等による人身事故や、ブロック塀等の倒壊、エレベーター内の閉じ込め等事故が起きている。地震による被害を防止するためには、建物本体の耐震化だけでなくこれらの 2 次部材等の耐震化も図る必要がある。

このため、建築基準法に基づく定期調査報告対象建築物については、定期調査報告の提出時や防災査察等の機会をとらえて、現行基準に適合していないと考えられ

る建築物に対して、耐震改修等を行うように指導・助言するなどの措置を講じる。

第2節 法に基づく耐震診断及び耐震改修の促進の概要

1. 耐震診断義務付け対象建築物の指導等の実施

所管行政庁は、所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、期限までに耐震診断結果の報告をするように促す。

※ 県を含む所管行政庁に報告済み

2. 耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断結果の公表

耐震診断結果の公表は、ホームページ等により公表することとする。

また、耐震性が不足していると公表された建築物について、公表後に耐震改修等により耐震性が確保された場合には、迅速に耐震改修等に取り組んだ所有者が不利になることがないように、公表内容を速やかに更新する。公表に当たっては、このように、営業上の競争環境等にも十分に配慮することとする。

※ 県を含む所管行政庁ごとにホームページで公表中

3. 特定既存耐震不適格建築物の指導等の実施

所管行政庁は、所有者や管理者に対して、耐震診断等を行い耐震化の状況調査をするなどの指導をし、耐震診断の結果、耐震性が不足している建築物については、その所有者や管理者に対して、耐震改修等の対策を行うよう指導及び助言することとする。

①災害時の避難施設や防災上重要な建築物、②地震時にその入居者等が自力で避難することが困難な建築物、③不特定多数の者が利用する建築物、④危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の順に立入調査等を適切に行うこととする。

法第15条第2項の規定に基づく特定既存耐震不適格建築物について、指導及び助言を行っても耐震診断及び耐震改修が実施されない場合においては、その実施を促し、さらに協力が得られない場合には、具体的に実施すべき事項を明示した指示書の交付等を行うこととする。

また、その建築物の耐震化に係る計画等の報告を受け、進捗状況について管理し、関係する市町との連携により適切な指導を継続して行うこととする。

4. 特定既存耐震不適格建築物の公表

所管行政庁は、指示を行ったにもかかわらず、その指示に従わずに、耐震診断及び耐震改修が実施されない場合には、その旨をホームページ等により公表することとする。

第3節 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

耐震化率を目標数値までに引き上げるためには、旧耐震基準で建築された耐震性が不十分な住宅・建築物の耐震改修や建替えを促進させる必要がある。

旧耐震基準で建築された建築物の中には、耐震性を有する建築物もあると想定されるものの、耐震診断を行っていないために、その実態が不明なものがあることから、耐震性の判断がされずに耐震改修や建替えが進んでいないと推測される。

このため、耐震診断及び耐震改修をより一層促進するために、県は市町と協力して、国の補助事業等を活用した助成制度を整備することなどにより住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

1. 県が実施する支援策

(1) 住宅に係る支援策

住宅は県民にとって生活の基盤であり、一番長い時間を過ごすことから、地震による被害を受ける機会も多くなるため、優先して耐震化を促進すべきである。

このことから、市町が住宅の所有者等に対して耐震診断又は耐震改修^{注)}に要する費用を助成する場合、県は市町が補助する費用の一部を助成することにより、一層の耐震化の促進を図る。

注) 耐震改修の場合、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内の住宅については、土砂災害対策改修を併せて実施するもの又は実施したものに限り、令和5年度以降適用。

<支援内容>

旧耐震基準で建築された一戸建ての木造住宅の耐震診断・耐震改修に要する費用（上部構造評点0.7以上の工事が対象）及び共同住宅の耐震診断に要する費用について、市町と協力して財政支援を行う。

また、各市町における耐震診断員派遣方式を支援する。

(2) 多数利用建築物に係る支援策

学校、病院、幼稚園、社会福祉施設等の公共的な建築物については、他の多数の者が利用する建築物等に比べ、早急に耐震化を促進する必要があることから、市町が建築物の所有者等に対して耐震診断に要する費用を助成する場合、県は市町の負担を軽減し、一層の耐震化の促進を図る。

<支援内容>

旧耐震基準で建築された民間が所有する学校（小、中、高等学校）、病院、幼稚園、保育所、社会福祉施設等の公共的な建築物の耐震診断に要する費用について、市町と協力して財政支援を行う。

また、要緊急安全確認大規模建築物のうち、避難弱者や不特定多数の者が

利用するものや要安全確認計画記載建築物のうち、地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物の耐震診断、補強設計及び耐震改修に要する費用について、市町と協力して財政支援を行う。

(3) 緊急輸送道路沿道建築物に係る支援策

緊急輸送道路の沿道にあり、地震被災時に当該道路を閉塞するおそれのある建築物の所有者等に対して、市町が耐震診断及び耐震改修に要する費用について、市町と協力して財政支援を行う。

(4) ブロック塀等に係る支援策

市町が指定する避難路等の沿道に存する、現行基準に適合しないブロック塀等の除却等に要する費用について、市町と協力して財政支援を行う。

表－7 (参考) 山口県民間建築物耐震改修等推進事業の概要【令和7年度】

| 補助対象建築物 | 内 容 | 負 担 区 分 | | | |
|------------------------------------|-----------|---------|-------|-------|-------|
| | | 国 | 県 | 市 町 | 所有者等 |
| 不特定多数の者が利用する大規模建築物・避難弱者が利用する大規模建築物 | 補 強 設 計 | 1/2 | 1/6 | 1/6 | 1/6 |
| | 耐 震 改 修 | 33.3% | 5.75% | 5.75% | 55.2% |
| 山口県耐震改修促進計画に記載する防災上重要な建築物 | 耐 震 診 断 | 1/2 | 1/4 | 1/4 | |
| | 補 強 設 計 | 1/2 | 1/6 | 1/6 | 1/6 |
| | 耐 震 改 修 | 2/5 | 1/6 | 1/6 | 4/15 |
| 一戸建て木造住宅 | 耐 震 診 断 | 1/2 | 1/4 | 1/4 | |
| | 耐 震 改 修 等 | 2/5 | 1/5 | 1/5 | 1/5 |
| 共同住宅 | 耐 震 診 断 | 1/3 | 1/6 | 1/6 | 1/3 |
| 緊急輸送道路沿道建築物 | 耐 震 診 断 | 1/3 | 1/6 | 1/6 | 1/3 |
| | 耐 震 改 修 | 1/3 | 1/6 | 1/6 | 1/3 |
| 保育所・病院・老人ホーム等で一定規模以上の建築物 | 耐 震 診 断 | 1/3 | 1/6 | 1/6 | 1/3 |
| 市町が指定する避難路沿道等にあるブロック塀等 | 建替え・除却 | 1/3 | 1/6 | 1/6 | 1/3 |

(5) 私立学校等に係る支援策

私立学校、幼稚園に対しては、耐震診断経費、耐震補強及び改築工事に係る費用に対して補助することにより、一層の耐震化の促進を図る。

2. 市町が実施する支援策

市町は、国及び県の補助事業等を活用して、耐震診断又は耐震改修を行う者に対する助成制度等の実施により、住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

第4節 安心して耐震改修を行うことができるようにするための環境整備

1. 消費者への情報提供

(1) 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震被害の状況や耐震診断問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載した

リーフレットや、リフォームに併せた住宅の耐震改修の方法を紹介する事例集を、県内の各相談窓口を設置するとともに、ホームページ等で紹介する。また、各種セミナー等においても活用することとする。

(2) 優良技術者の紹介

講習会の受講修了者を登載した「山口県木造住宅耐震診断・耐震改修技術者名簿」を、県内の相談窓口、ホームページ等において閲覧ができるようにするなどし、優良な技術者の情報提供を行う。

(3) 耐震性がある建築物の情報提供

耐震改修等の実施の有無の判断を容易にするため、定期調査報告対象建築物については、定期調査報告の提出書類として耐震改修の有無等の書類の提出を求め、その情報を一般に閲覧可能とする。

2. 相談窓口の設置

県（本庁及び出先機関）及び全ての市町において耐震診断及び耐震改修等の相談を受けられる体制を充実させる。また、相談を受ける県及び市町の職員のレベルアップのための研修会を開催する。

相談窓口の設置については、第4章―第2節に記載

3. 技術者育成

耐震診断を行う技術者や耐震改修工事を行う技術者向けの講習会を開催する。

第5節 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

1. 窓ガラスの落下防止対策

昭和53年6月に発生した宮城県沖地震における窓ガラスの落下による人身事故の発生を受け、窓ガラスの固定方法等の建築基準法関連告示が改正^{注)}された。

その後、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震において、繁華街にある既存不適格の商業施設の窓ガラスが落下したことにより、この問題が再認識された。

さらに、東日本大震災では、建物の外装材が剥離・落下する被害が多数確認されたことから、現行の基準に適合しない窓ガラスの落下防止と併せて、外壁の落下防止について、定期調査報告の提出時や防災査察、防災パトロール等の実施時に改修・改善等指導する。

注) 建築基準法関連告示改正

昭和53年に屋外に面したはめころし窓のガラス施工の場合、硬化性シーリング材を使用しないような基準が改正された。

2. 大規模建築物における天井崩落対策

平成14年に発生した芸予地震により、学校の体育館の天井が崩落したことを受けて、天井の触れ止めの設置やクリアランスなどに関する基準（「大規模建築物の天井崩落対策について（技術基準）」（平成15年10月15日付け国住指発第2402

号)) が作成された。

その後、平成 17 年 8 月の宮城県沖地震において、技術基準に適合していない屋内プールの天井が崩落し、負傷者が出たことを受け、体育館などの大規模空間を有する建築物について国から再度技術基準への適合が求められた。

さらに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落した事案が多数生じたことから、平成 25 年 7 月に、建築基準法施行令が改正され、天井の脱落防止措置の基準が定められたことに伴い、建築物の定期調査報告に係る調査方法が見直された。

このことから、基準に適合していない建築物については、耐震改修等の大規模な修繕や定期調査時を捉え、基準に適合するように既存建築物の所有者や管理者に対して必要な指導・助言を行うこととする。

3. 地震時におけるエレベーターの閉じ込め等防止対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部を震源とする地震において、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について早急に取り組む必要がある。

この地震では、人身危害の可能性のある故障・損傷も報告されているが、1998 年以降の「昇降機耐震設計・施工指針」^{注)}によるエレベーターでの故障等は発生していなかったことが報告されている。

さらに、東日本大震災における被災状況に鑑み、平成 25 年 7 月には、建築基準法施行令が改正され、エレベーター、エスカレーター等の脱落防止措置の基準が定められた。

このため、エレベーター保守点検関係団体と連携して、定期調査報告を通じて、この基準に適合しない既存エレベーターの所有者等に対して、基準と同等の耐震化を図る改修・改善等を行うよう啓発するとともに、閉じ込め事故防止のため地震時管制運転装置の設置も合わせて指導する。

また、東日本大震災では、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことから、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1388 号）に基づき給湯設備の転倒防止の指導を行う。

注) 昇降機耐震設計・施工指針

建設省（現国土交通省）から委託を受けた（一財）日本建築センターに設置された「昇降機耐震設計・施工指針検討委員会」が昇降機の耐震設計・施工についての一般的な指針を定めたもの。

4. ブロック塀等の倒壊対策

昭和 53 年 6 月に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀の倒壊により死傷者が出たことなどによりブロック塀に関する基準が改正されたが、平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、通学中の小学生が倒壊したブロック塀の下敷きとなる事故が発生しており、倒壊対策に関する一層の取組が求められている。

ブロック塀等は、住宅密集地等に設置される事例が多く、地震時に倒壊した場合、人的被害が発生する可能性があることから、その対策を講じる必要がある。

このため、自治会等の組織を通じ、ブロック塀等の安全対策についての周知や、自治会等、学校関係者などとの連携による危険マップの作成などの危害防止対策の取組を強化する。

また、ブロック塀等の代わりに生け垣等を設置するなど、地震時に倒壊しないような工法への転換をPRする。

5. 屋根瓦の脱落防止対策

近年の大規模地震では、瓦屋根にも大きな被害が発生している。瓦を釘等で緊結することで地震による被害を防ぐことができるため、住宅の所有者等に対して、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法（昭和46年建設省告示第109号（令和2年国土交通省告示第1435号に改正））の改正情報の周知を図るとともに、瓦屋根の耐風診断及び耐風改修工事等の情報提供を行うことなどにより、屋根瓦の脱落防止対策の促進を図る。

第6節 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項

法第5条第3項第1号には、大規模な地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物が規定されており、これらは、応急対策活動の拠点や避難所となるもの等である。山口県では、下表に記載している建築物を法第5条第3項第1号に基づく要安全確認計画記載建築物として指定した。

なお、要安全確認計画記載建築物は全ての建築物が耐震性能を有している。（令和2年度末時点）

表－8 要安全確認計画記載建築物

| 所在地 | 建築物名称 | 耐震診断結果の報告期限 |
|-----|--------------------------|------------------------------------|
| 下関市 | 下関土木建築事務所豊田分室 | 平成30(2018)年度末 ※令和2年6月耐震診断結果公表済み |
| | 下関農林事務所（総務課・企画振興室・農村整備部） | |
| | 下関農林事務所（農業部・森林部） | |
| 宇部市 | 宇部港ポートビル | |
| 萩市 | 萩健康福祉センター | |
| | 山口県漁業協同組合はぎ統括支店 | |
| 下松市 | 久保公民館 | |
| 柳井市 | 柳井健康福祉センター | |
| 周南市 | 大河内市民センター | |
| | 戸田市民センター | |
| 平生町 | 平生まち・むら地域交流センター | |

第7節 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

法第5条第3項第2号及び第3号並びに第6条第3項第1号及び第2号の規定に基づく道路は、地震による建築物の倒壊・閉塞によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げにならないように通行を確保すべき道路を定めることとなっている。

山口県では、平成9年3月に策定した「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和5年3月改定）」において、緊急輸送を確保するため必要な道路（緊急輸送道路）を定めている。緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められている。

県では、「山口県緊急輸送道路ネットワーク計画」の第一次緊急輸送道路を法第5条第3項第3号に基づく道路として指定する。

第8節 建築物の地震に対する安全性に係る認定に関する事項

県は、地震に対する安全性について判断できるように、法第22条第2項の規定に基づく建築物の地震に対する安全性に係る認定を促進する。

また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用することを促進する。

第9節 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定に関する事項

県は、円滑な耐震改修の実施を促進するため、法第25条第2項の規定に基づく区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定や、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第10条第2項の規定に基づく除却の必要性に係る認定の活用を促進する。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

第1節 地震防災マップの作成・公表

住宅・建築物の耐震化に当たり、建築物の所有者等の意識の向上を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）の作成が重要である。

地震防災マップは、地震による地盤の揺れやすさについて、各市町の市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえ、適切な区分とする必要がある。

また、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する項目についても地震防災マップに盛り込むことが重要である。

なお、これらのマップは各市町のホームページにおいて公表されている。

第2節 相談体制の整備及び情報提供の充実

県では、住宅・建築物の耐震化について県民の相談に適切に対応するため、県庁（建築指導課及び住宅課）及び各土木建築事務所（建築住宅課）に耐震相談窓口を設置している。

表－9 県の相談窓口の一覧

| 窓口名称 | 担当課 | 備考 |
|---------------|---------|--------------|
| 山口県土木建築部建築指導課 | 指導班 | 建築物担当 |
| 山口県土木建築部住宅課 | 民間住宅支援班 | 住宅担当 |
| 岩国土木建築事務所 | 建築住宅課 | 柳井土木建築事務所が兼務 |
| 柳井土木建築事務所 | 建築住宅課 | |
| 周南土木建築事務所 | 建築住宅課 | |
| 宇部土木建築事務所 | 建築住宅課 | |
| 長門土木建築事務所 | 建築住宅課 | 宇部土木建築事務所が兼務 |
| 萩土木建築事務所 | 建築住宅課 | 宇部土木建築事務所が兼務 |

住民の最も身近な立場から、住宅・建築物の耐震化について市町民の相談に適切に対応するため、全ての市町において耐震診断及び耐震改修等相談窓口を設置することとする。

表－１０ 各市町の相談窓口

| 市町名 | 担当課 |
|--------|------------|
| 下関市 | 建築指導課 |
| 宇部市 | 建築指導課 |
| 山口市 | 開発指導課 |
| 萩市 | 建築課 |
| 防府市 | 建築課 |
| 下松市 | 住宅建築課 |
| 岩国市 | 建築住宅課（住宅） |
| | 建築指導課（建築物） |
| 光市 | 建築住宅課 |
| 長門市 | 建築住宅課 |
| 柳井市 | 建築住宅課 |
| 美祢市 | 建設課 |
| 周南市 | 住宅課（住宅） |
| | 建築指導課（建築物） |
| 山陽小野田市 | 建築住宅課 |
| 周防大島町 | 総務課 |
| 和木町 | 都市建設課 |
| 上関町 | 土木建築課 |
| 田布施町 | 建設課 |
| 平生町 | 建設課 |
| 阿武町 | 土木建築課 |

これらの相談窓口においては、耐震診断、補強設計、耐震改修、助成制度、税制等についての相談及び情報提供などを行うこととする。

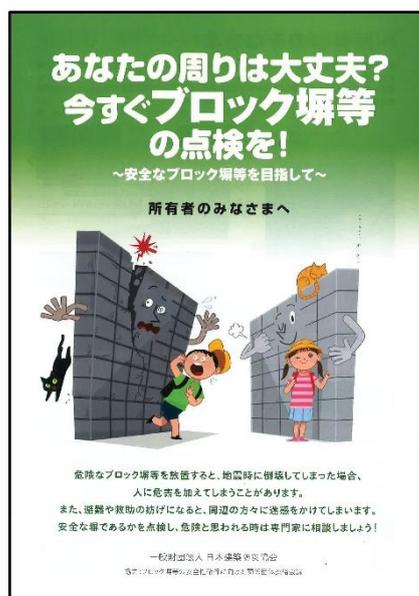
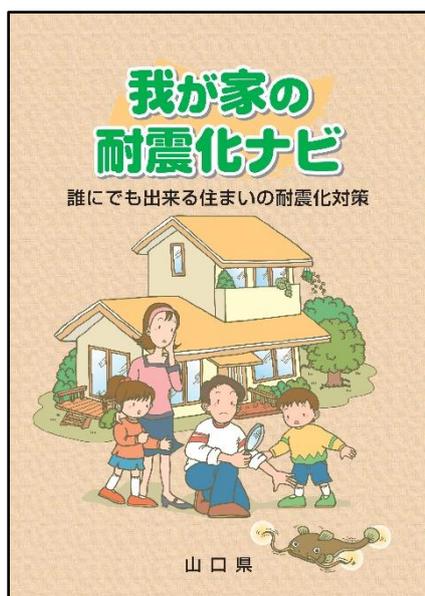
また、県民からの住宅・建築物の耐震化及び安全な住まい方に対する相談に適切に対応できる体制づくりのために、県は相談員を対象とした研修会を開催する。

第３節 パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

耐震改修等を促進するため以下の事業を実施する。

1. 啓発用リーフレットや耐震改修事例集の活用

地震による被害の重大性や耐震診断を行うための問診票、安心できる住まい方の提案等を掲載したリーフレットや、効率的な耐震改修の提案として、リフォームに併せた住宅耐震改修法を紹介する事例集を、県内の各相談窓口を設置するとともに、ホームページ等で紹介する。また、各種セミナー等においても活用することとする。



2. 多数の者が利用する建築物等に対する普及・啓発

多数の者が利用する建築物等の耐震化を図るために、定期調査報告対象建築物については、定期的な調査に併せて、耐震診断、改修等を実施するよう促す。

第4節 リフォームに併せた耐震改修の誘導

耐震改修を促進するためには、設備の更新やバリアフリー化、リニューアル等のリフォームの機会を捉えることが効果的である。

このため、リフォームと併せて耐震改修が行われるよう、ホームページやセミナー等を活用して、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットや、その手法に関する情報提供を行う。

第5節 自治会等との連携

地震対策の基本は、「自らの命は自ら守る」であるとともに、「自らの地域はみなで守る」ことであるので、自治会等单位で地震についての対策を講じることが重要である。

また、地域における住民間の連携や、日ごろからの地震に対する意識などの備えのためには、住民に最も身近な自治体である市町が、地域の自治会等と連携しての対策が必要である。

自治会等との連携活動として、地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行い、また、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀等の改修・撤去、家具の転倒防止等の取組を行うことが重要である。県としては、これらの活動への技術者の派遣等必要な支援を行う。

県：市町に対する支援、技術的支援や耐震化に対する情報提供等
市町：自治会等に対する支援、自治会等と協働による地域の点検、地域毎での普及啓発活動等
自治会等：住民同士の連携の強化、回覧板や掲示板等による情報の提供、防災訓練の実施等

第5章 建築基準法による勧告又は命令等についての所管行政庁との連携に関する事項

所管行政庁は、法第12条第3項（附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は第15条第3項の規定に基づく公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合、次の措置を行う。

- ① 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、速やかに建築基準法第10条第3項による命令
- ② 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の勧告や同条第2項の命令

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

第1節 市町計画に関する事項

法では市町計画の規定が設けられ、その策定は努力義務となっているが、本計画を勘案し、国の住宅・建築物耐震改修等事業を活用するために全ての市町において、市町計画を策定済みである。

1. 市町計画の基本的な考え方

国の基本方針や本計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について検討し、市町計画に記載することが望ましい。

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

国の基本方針及び本計画の目標を踏まえ、各市町において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案して目標を設定することが重要である。目標の設定については、可能な限り、住宅、学校、病院等建築物（民間の学校、病院等を含む。）の用途ごとに目標を設定する。

また、定めた目標については、必要に応じて見直しを行うこととし、その旨を市町計画に記載することが望ましい。

目標の設定に当たっては、防災部局、衛生部局、道路部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等の関係部局と十分に連携を図る必要がある。

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

建築物の所有者等と市町との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策（耐震診断、補強設計及び耐震改修に係る助成制度等）の方針に加え、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備（相談窓口の設置、事業者情報等の情報提供の充実）の方針、地震時の総合的な安全対策（ブロック塀等の倒壊防止対策、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木造住宅の耐震性能検証、窓ガラス等の落下防止対策等）に関する方針等を記載することが望ましい。

また、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

こうした指導等を今後どのように実施していくかについては、これまでの耐震改修に対する取組、地域における建築ストックの状況、想定される被害の状況等により、その方針は所管行政庁ごとに異なるものと考えられる。さらに、指示、公表や建築基準法による勧告、命令等を行うに当たっては、明確な根拠が必要とされることから、市町計画に記載することが望ましい。

4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）の作成について記載することが望ましい。

地震防災マップは、地震による地盤の揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なものとすることが望ましい。なお、作成に当たっては各市町の市街地の状況や地形・地盤の状況を踏まえ、適切な区分となるようにすることが考えられる。

また、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する地震防災マップの作成についても取り組むことも考えられる。

所有者等からの相談体制の整備（相談窓口の設置など）、情報提供（耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等）に関する事業等について記載することが望ましい。

耐震診断及び耐震改修に関する事業の促進に資するためのパンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震改修事例集の作成等の事業、市町が行う広報活動（住宅月間、建築防災週間、防災週間等の期間における集中的な実施）、家具等の転倒防止対策、ブロック塀等の倒壊防止対策等について、関係団体との協力・連携方策も含めて記載することが望ましい。

例えば、パンフレットの作成については、単に作成することを記載するのではなく、作成したパンフレットを固定資産税の通知書に同封するなどにより全戸に配布して耐震診断の実施を促す等、具体的に取り組む事業を記載することが考えられる。

また、住宅設備のリフォーム、バリアフリー化等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要であり効果的であると考えられる。併せて工事を行うことにより費用面でのメリットもある。このため、リフォームと併せて耐震改修が行われるよう、リフォーム事業者等との連携策等について記載することも考えられる。例えば、耐震改修を促進するための地域の協議会にリフォーム事業者の参画を求めると、リフォームと耐震改修を一体的に行った場合のメリットに関する情報提供を行

うことなどが考えられる。

また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握や地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、地震防災対策の啓発・普及を行うことが効果的であり、地域全体での耐震化の促進や危険なブロック塀等の改修・撤去等の取組を行うことが考えられる。市町計画では、県との役割分担も含め、自治会等やNPO等との連携策や取組支援策についても記載することが考えられる。

5. 建築基準法による勧告又は命令等の実施（所管行政庁のみ）

所管行政庁は、耐震性が不十分又は不十分と想定される旧耐震基準で建築された全ての多数の者が利用する建築物等の所有者・管理者に対して、法に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては必要に応じ、指示を行い、その指示に従わなかったときは、公表することを検討する。

こうした指導等を今後どのように実施していくかについては、これまでの耐震改修に対する取組、地域における建築ストックの状況、想定される被害の状況等により、その方針は所管行政庁ごとに異なるものと考えられる。さらに、指示、公表や建築基準法による勧告、命令等を行うに当たっては、明確な根拠が必要とされることから、市町計画に記載することが望ましい。

6. その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

関係団体、地域住民等との連携を図り、円滑かつ適切な耐震診断及び耐震改修が行われるようにする観点から、協議会の設置及び協議会が行う事業の概要等について記載することが考えられる。

第2節 関係団体等による協議会の設置、協議会による事業の概要

県と市町とが連携して建築物の耐震化の促進に取り組むために、「山口県耐震改修促進市町協議会」を設置し、県内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する情報交換、推進に係る検討、施策の研究等を行っている。

また、県庁内においては、「山口県耐震改修促進庁内委員会」を設置し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関して連携を図っている。

併せて、一般社団法人山口県建築士会、一般社団法人山口県建築士事務所協会をはじめ県内の住宅・建築関係団体に対して、耐震診断及び耐震改修等の促進に引き続き協力を要請し、連携を強化する。

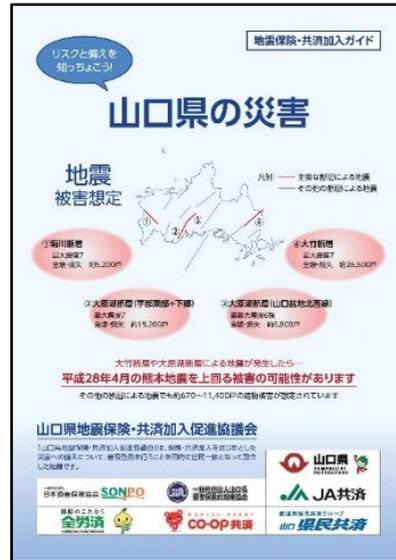


図-4 関係団体等による連携のイメージ

第3節 その他

1. 地震保険等の加入促進

関係団体が連携し、地震等による自然災害リスク、地震保険・共済加入をはじめとした自助による災害への備えについて普及啓発を行い、災害発生後の県民の生活再建に資することを目的とし、平成31年1月17日に『山口県地震保険・共済加入促進協議会』を設立した。



なお、本県の地震保険世帯加入率は30.6%と全国平均よりも4.5%下回り、全国順位30位（損害保険料率算出機構（2023年））となっている。

2. 被災建築物応急危険度判定等の実施

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の危険度判定が必要な場合は、市町は県との連携により判定実施本部等を設置し、必要な措置を講じる。

また、災害救助法に規定する応急仮設住宅の建設が必要な場合には迅速に仮設住宅の建設を行うとともに、公営住宅等の公的賃貸住宅の空家住居の提供等を行うこととする。

さらに、被災した住宅・建築物についての相談業務等、地震被災時においても、適切な対応を行う。

なお、県は被災建築物応急危険度判定士の技術力向上に係る訓練等の実施により、被災時の迅速かつ的確な判定活動の実施の促進を図る。

3. その他

その他必要な事項は別途定める。

附 則

この計画は、計画期間満了後も新たな計画を定めるまでの間は、なおその効力を有する。

用語解説

ここでは、第1章第4節「1. 用語の定義」に記載しているもの以外で解説を要すると思われるものについて記載をしています。

カ行

【活断層】

数十万年前以降（※260万年前以後をいうこともある）に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層のこと。

【クリアランス】

体育館等の大きな空間を持つ建築物の天井面の周辺部と、その周囲の壁との間に設ける隙間のこと。（平成13年6月1日国住指第357号）

【国土強靱化基本法】

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」（平成25年12月制定）

東日本大震災の教訓を踏まえ、災害の発生度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていくことを目的とした法律のこと。

【国土強靱化地域計画】

国土強靱化基本法第13条に基づく計画で、国土強靱化を実効あるものとするため、国における取組のみならず、地方公共団体においても国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるもの。

サ行

【住宅耐震化緊急促進アクションプログラム】

市町が、耐震化を緊急に促進するため、所有者に対して直接的に耐震化を促す取組等を定めた計画のこと。社会資本整備総合交付金交付要綱に規定されており、これらの取組の進捗状況を把握、検証、公表し対策を進めなければならないとされている。

【住宅・土地統計調査】

わが国の住宅に関する最も基礎的な統計調査のこと。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年毎に実施している。

タ行

【耐震化】

耐震性が不足している建築物について、改修（補強）・改築（建替え）等の工事を行い、地震に対する安全性を確保すること。

【土砂災害特別警戒区域】

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第3条の規定により、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域のこと。

ナ行

【南海トラフ地震】

駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域を「南海トラフ」といい、そこを震源地として発生する地震のこと。

ハ行

【ハザードマップ】

主に市町が作成・公表しているもので、洪水、高潮、土砂災害、津波などの災害に対して浸水のおそれがある等の危険な地域や避難場所等の情報を掲載した地図のこと。

【バリアフリー】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、ここでは段差等の物理的障壁の除去をいう（障害者基本計画（H14.12.24閣議決定））。

【被災建築物応急危険度判定】

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的とした制度のこと。

ラ行

【リフォーム】

改装や増築のことで、間取りの変更や模様替えも含めていうこともある。

N

【NPO】

Non Profit Organizationの略称で、「非営利組織」を意味する。営利を目的とする会社等に対し、保健・医療・福祉、社会教育、まちづくりなどの分野で営利を目的としない活動を行う民間団体を示す。